

養護老人ホームのしおり

1 養護老人ホームとは

概ね65歳以上の方で、入院加療を要する病態ではなく（目安としては要介護3まで）、家族や住居の状況などで在宅において生活することが困難であると認められる方が入所する施設です。

2 入所の手続き

老人ホームに入所を希望する場合は、措置願出書と次にあげる入所希望者本人・配偶者及び子供に必要な書類を添付して、川南町役場福祉課に提出して下さい。

入所者本人に必要な書類

- ① 住民票
- ② 年金、恩給等の証書の写しと年金等が振り込まれる預金通帳の写し（前年分全て）
- ③ 措置願出書に添付してある内科の診断書と精神科の診断書（状況により精神科の診断書は必要なし）

配偶者・子供に必要な書類

- ① 住民票（入所希望者本人と同居している場合は住民票謄本）
- ※ 別居の方も全て住民票が必要です。
- ② 同居している方、同居していなくても入所希望者を被扶養者に行っている方は、源泉徴収票、又は課税台帳閲覧に関する同意書を提出して下さい。

3 申請から入所までの手順

- ① 措置願出書の提出
↓
- ② 入所希望者の実態調査
自宅、病院等に訪問し実態調査を行います。
（その際ご家族の立会いをよろしくお願いします。）
↓
- ③ 入所判定委員会
3ヶ月に1回開催される入所判定委員会で、養護老人ホーム入所の可否の判定を受けます。（緊急を要する際は、その都度開催されます。）
↓
- ④ 待機期間
入所判定委員会にて、入所可の決定を受けると待機者リストに記載され、順番を待つこととなります。
↓
- ⑤ 施設職員面接
順番が来ると希望施設職員との面接が行われます。
ここで、受け入れ可能と判断されると入所日などの日程を決めます。受け入れ不可能だと、希望施設変更の手続きをとっていただきます。
↓
- ⑥ 入所
施設生活に必要な物を準備して入所となります。

4 入所後の費用について

養護老人ホームの費用徴収金は、本人の年金等から負担していただく費用徴収金と、同居している配偶者及び子供(扶養義務者)の前年中の収入に応じて負担していただく、費用徴収金があります。同居家族がない場合でも税の控除対象扶養親族又は健康保険等の被扶養者に行っていたりする場合は費用徴収金を負担していただきます。

※ ご不明な点は川南町役場、福祉課、社会福祉係までお問合せください。
Tel.0983-27-8007